

平成23年4月6日

オーナー各位

天瀬五馬会
会長 井



裁判及び状況のご報告

桜の花も満開で春真っ盛りのこの頃です。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、このたび中央農林は、天瀬五馬会の役員を中心とする18名に対し、各戸の温泉・水道のバルブにキャップをかぶせて封印するという許し難い暴挙に出ました。

それは、建築者オーナー280名のうち、中央農林は20数名、「株式会社天ヶ瀬五馬」は200数名との管理契約をしているので（土地のみオーナーは別）、その劣勢をぼんかいるために、あせって乱暴な行動に出てきたものと思われます。天瀬五馬会の役員をねらったのも、私たちの団結をおそれている証拠だと思えます。

中央農林は「供給停止」「法的手続」「差押」などの言葉を乱発し、オーナーの皆さんを敵にまわそうとしています。でも、天瀬五馬会とそこに集まれるオーナーのみなさまは、中央農林の脅しには決してくっつきません。中央農林が乱暴なことをすればするほど、「中央農林は恐ろしい会社」というマイナスイメージがつきまとい、オーナーの心は離れていくことになります。

私たちは、温泉・水道の供給停止という無法には断固として立ち向かい、必ずこれをやめさせます。中央農林をおそれることはなにもありません。

さて、去る3月29日には、前回に引き続き、第1陣訴訟の判決が下りるまでの暫定合意にむけての話し合いが行われました。

このとき中央農林は、初めて自社の経費を明らかにしました。1カ月の電気代と灯油代が月70万円で年間840万円ということでした。私たちは主張します。『株式会社天ヶ瀬五馬は、温泉・水道の供給に必要な電気代・灯油代について、当社の株主の数だけの負担分を払いましょう。でも草刈りや道路清掃などは自分たちで管理しますから負担しません。中央農林の人件費その他の一般管理費も負担しません』。それは、両社が別会社なのだから当たり前のことだと思えます。

ところで、中央農林の人件費は月155万円で年間1,860万円ということでした。私たちは誰に払っているかもわからないそんなお金を負担することはできません。それでも私たちは譲歩して『株式会社天ヶ瀬五馬が集める管理費の3分の1までは支払う意思がある』といたしました。しかし、それでは中央農林がつぶれるなどといわれてとうとう合意ができませんでした。

こうして3月29日は夕方6時まで協議しましたが、時間切れでまとまらず、4月から新しい裁判官のもとで継続することになりました。今までの担当裁判官は3月末で大阪に転勤し、4月からは新しい裁判官がきて担当するからです。

これが3月29日の暫定合意のいきさつです。決して中央農林に全面的に別荘の管理が認められたわけではありません。まして「株式会社天ヶ瀬五馬」が中央農林にやぶれたわけでもありません。「株式会社天ヶ瀬五馬」は、裁判所でも、押しも押されもしない管理会社として認められているのです。

みなさまにはご心配とご迷惑をおかけしますが、どうか私たちの運動の「原点」である源泉地の共有、温泉採取権の共有、そして自主管理による明朗な管理をめざして、今後ともお力添えとご協力をお願いします。

なお、管理費の支払については、中央農林との管理契約を解約されたオーナーは、もはや管理契約がなくなったのですから、管理費を支払う義務がありません。中央農林はいまだに解約を認めないなどといっているようですが、とんでもない話です。裁判所では、当然、解約は有効という話になっています。間違えて温泉水道使用基本料や管理費をお払いにならないよう、十分お気を付けてください。また、自動引き落としの契約をされている方は、引き落とされないようにご自分でご対処ください。

五馬会には、法の加護と信頼できる弁護士もついていますのでご心配は無用です。

また、ご心配等がございましたら、どうぞ下記の電話番号にご相談ください。

天瀬五馬会会長

080-2691-3904

天瀬五馬会事務局

080-2690-9967

天ヶ瀬五馬事務所

電話 0973-27-8460

FAX 0973-27-8461